

平成29年11月13日

## 教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項

議第42号 平成29年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

議第43号 草津市手数料条例等の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

議第42号

平成29年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を  
求めることについて

上記の議案を提出する。

平成29年11月13日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正



議第4.3号

草津市手数料条例等の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき  
議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成29年11月13日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

草津市手数料条例等の一部を改正する条例

(草津市手数料条例の一部改正)

第1条 草津市手数料条例(昭和40年草津市条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表中「(第2条関係)」を「(第2条、第6条第2号関係)」に改め、同表第7項中「粗大ごみ」を「特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号。以下この項および第9項において「法」という。)第2条第4項の政令で定める機械器具(以下「特定家庭用機器」という。)」に改める。別表第9項第1号中「特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号。以下この項において「法」という。)第2条第4項の政令で定める機械器具(以下「特定家庭用機器」という。)」を「特定家庭用機器」に改め、同号の表中「4,400円」を「3,700円」に、「3,100円」を「2,100円」に、「5,100円」を「5,500円」に、「2,100円」を「3,400円」に改め、同項第2号中「(市長が指定する場所に搬入し、処分を委託する場合を含む。)」を削り、同号の表温水器、電子ピアノ等処理が特に困難なもの項を削り、同表中「電子レンジ、ステレオ、タンス、」を削り、「マット、書棚、食器棚、サイドボード、学習机、自転車等」を「スプリングマットレス、ベビーベッド、大型の家具類等」に、「ホームこたつ」を「自転車」に改め、別表第10項中「10,000円」を「11,300円」に改め、同表第16項第1号を次のように改める。

(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下この項において「法」という。)第29条の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査

ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合

合

開発区域の面積	1件についての手数料の額
0.1ヘクタール未満のとき	8,600円
0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき	22,000円
0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき	45,000円
0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満のとき	90,000円
1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満のとき	140,000円
3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満のとき	180,000円
6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満のとき	230,000円
10.0ヘクタール以上のとき	320,000円

イ 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築または自己の業務

の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合

開発区域の面積	1件についての手数料の額
0.1ヘクタール未満のとき	13,000円

別表第33項第1号中「450円」を「、規則で定める額の100分の10に相当する額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）」に改め、同項第2号中「900円」を「、規則で定める額の100分の20に相当する額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）」に改め、同表第35項中「4,000円」を「4,200円」に改め、同表第47項の次に次の2項を加える。

48 草津市病児・病後児保育の実施に関する規則（平成21年草津市規則第37号）の規定に基づく病児・病後児保育手数料は、次の表のとおりとする。

階層区分	手数料の額（午前8時から午後5時まで、児童1人当たり）	延長保育手数料の額（午後5時から午後7時まで、児童1人当たり）
生活保護世帯	0円	30分ごとに500円
前年度市町村民税非課税世帯 でひとり親世帯または在宅障害児（者）のいる世帯		
前年度市町村民税非課税世帯	1,000円	
上記以外の世帯	2,000円	

49 1歳未満の子どもを養育する家庭を対象に、家事や育児を支援するためのホームヘルパーを派遣する草津っ子サポート事業の利用手数料は、1時間当たり500円とする。

（草津市立教育集会所設置条例の一部改正）

第2条 草津市立教育集会所設置条例（昭和47年草津市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第2の表中

400円	500円	700円	900円	1,200円	1,600円
700円	900円	1,200円	1,600円	2,100円	2,800円
1,300円	1,700円	2,200円	3,000円	3,900円	5,200円
400円	500円	700円	900円	1,200円	1,600円

」を

400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円
600円	800円	1,100円	1,400円	1,900円	2,500円
1,100円	1,500円	2,000円	2,600円	3,500円	4,600円
400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円

」に

区分	入館料（1人1回につき）				入館料（1人につき1年間）
	個人	個人共通券	団体（20人以上）	団体共通券（20人以上）	共通年間券
小学生または中学生	120円	100円	100円	90円	280円
高校生、大学生またはこれらに準ずる者	180円	140円	140円	130円	410円
大人	240円	190円	190円	170円	550円

備考

- 1 市内に住所を有する障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する者をいう。）およびその者を介護する者（当該その者1人につき1人に限る。）は、無料とする。
- 2 市内に住所を有する65歳以上の者は、この表に定める大人の区分の額の半額とする。この場合において、10円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- 3 個人共通券および団体共通券とは、草津市立草津宿街道交流館と共通で使用でき、草津市立草津宿街道交流館の観覧料を併せて支払うものをいう。
- 4 共通年間券とは、購入から1年間に限り当券を提示することにより、草津市立草津宿街道交流館と共通で使用でき、草津市立草津宿街道交流館の観覧料を併せて支払うものをいう。

（草津市立隣保館条例の一部改正）

第5条 草津市立隣保館条例（昭和46年草津市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第2の表中

400円	500円	700円	900円	1,200円	1,600円
700円	900円	1,200円	1,600円	2,100円	2,800円
1,300円	1,700円	2,200円	3,000円	3,900円	5,200円
400円	500円	700円	900円	1,200円	1,600円

」を

400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円
600円	800円	1,100円	1,400円	1,900円	2,500円
1,100円	1,500円	2,000円	2,600円	3,500円	4,600円



4, 8 0 0	1 8, 0 0 0
----------	------------

」を

『

1 0, 0 0 0 円	6 9, 0 0 0 円
8, 6 0 0	5 8, 0 0 0
5, 5 0 0	2 1, 0 0 0
5, 5 0 0	2 1, 0 0 0

』に改める。

#### 付 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の草津市立教育集会所設置条例の規定および第5条の規定による改正後の草津市立隣保館条例の規定は、この条例の施行日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 第9条の規定による改正後の草津市営火葬場条例の規定は、この条例の施行日以後になされる申請について適用し、同日前になされた申請については、なお従前の例による。

草津市手数料条例等の一部を改正する条例  
 草津市立教育集会所設置条例の一部改正（第2条関係） 新旧対照表

新 条 例 ( 案 )	旧 条 例
備考 付帯設備を使用したときの経費は、別に市長が定める額をそのつど徴収する。	備考 付帯設備を使用したときの経費は、別に市長が定める額をそのつど徴収する。

草津市手数料条例等の一部を改正する条例  
草津宿街道交流館条例の一部改正（第3条関係） 新旧対照表

新 条 例 （ 案 ）

旧 条 例

より、草津市史跡草津宿本陣と共通で使用でき、草津市史跡草津宿本陣の入館料を併せて支払うものをいう。

草津市手数料条例等の一部を改正する条例  
草津市史跡草津宿本陣条例の一部改正（第4条関係） 新旧対照表

新 条 例 ( 案 )

旧 条 例

街道交流館の観覧料を併せて支払うものをいう。

平成29年11月13日

## 教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

報告事項

- (1) 草津市就学援助費給付要綱の全部を改正する要綱について
- (2) 草津市特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部を改正する要綱について
- (3) 草津市準要保護者認定要綱の制定について
- (4) 寄付受け入れ報告について

報告 1

草津市告示第 3.2.2 号

草津市就学援助費給付要綱の全部を改正する要綱を次のとおり制定する。

平成 29 年 11 月 9 日

草津市長 橋 川 渉

<p>草津市に住所を有し、かつ、その児童または生徒が草津市立または学校法人設立の小学校等または中学校等に在学する要保護者（児童または生徒の保護者であって、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項の要保護者をいう。以下同じ。）</p>	<p>修学旅行費（児童または生徒が参加する修学旅行（小学校等または中学校等を通じて、それぞれ1回に限る。）に要する経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学科、記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、旅行業務取扱料金、添乗員経費、しおり代、通信費および荷物輸送料をいう。以下同じ。）および医療費（学校保健安全法第24条の規定による疾病の治療に要する費用または学校法人が設立した小学校等または中学校等に在学する児童または生徒が同条の疾病にかかった場合においてその治療に要する経費をいう。以下同じ。）</p>
<p>草津市に住所を有し、かつ、その児童または生徒が国または草津市以外の地方公共団体が設立した小学校等または中学校等に在学する要保護者</p>	<p>修学旅行費</p>
<p>その児童または生徒が草津市立の小学校等または中学校等に在学する準要保護者（児童または生徒の保護者であって、要保護者に準ずる程度に困窮している者として草津市準要保護者認定要綱（平成29年草津市教育委員会告示第18号）に基づき教育委員会が認める者をいう。以下同じ。）</p>	<p>学用品費（児童または生徒の所有に係る物品で、各教科および特別活動の学習に必要とされる学用品（実験材料および実習材料を含む。）の購入にかかる経費をいう。以下同じ。）、通学用品費（小学校等の第2学年以上または中学校等の第2学年以上の学年に在学する児童または生徒が通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子、通学用ヘルメット等をい</p>



	徒全員が個々に用意することとされているものの購入にかかる経費をいう。 (以下同じ。)
草津市に住所を有し、かつ、その児童または生徒が、学校法人設立の小学校等または中学校等に在学する準要保護者	学用品費、通学用品費、校外活動費、通学費、修学旅行費、医療費、学校給食費および体育実技用具費
草津市に住所を有し、かつ、その児童または生徒が、国または草津市以外の地方公共団体が設立した小学校等または中学校等に在学する準要保護者	学用品費、通学用品費、校外活動費、通学費、修学旅行費および体育実技用具費
その児童または生徒が小学校等または中学校等の第一学年に在学し、または翌年度に入学する予定の準要保護者	新入学児童生徒学用品費（小学校等または中学校等の第一学年に翌年度の当初に入学を予定する児童または生徒が通常必要とする学用品および通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子、通学用ヘルメット等をいう。）の購入費をいう。）

(給付の申請)

- 第4条 就学援助費の給付を受けようとする者の市長に対し行う申請は、就学援助費給付申請書（別記様式第1号）によるものとし、学校長を経由して提出するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、新入学児童生徒学用品費の支給を申請する者の市長に対して行う申請は、前項の児童生活就学援助費給付申請書に代えて児童生徒就学援助費（新入学児童生徒学用品費等）給付申請書（別記様式第2号）によるものとし、毎年1月の市長の指定する日までに、市長に提出するものとする。
- 3 学校保健安全法第24条の規定によって学校において治療の指示を受けたもので

給付を停止するものとする。

- (1) 就学援助費の給付を辞退したとき。
- (2) 受給者の保護する児童または生徒が死亡したとき。
- (3) 要保護者または準要保護者の要件に該当しなくなったことが判明したとき。
- (4) 虚偽の申請により給付を受けていることが判明したとき。
- (5) その他市長が給付の停止を必要と認めたとき。

2 市長は、前項第4号に該当する場合にあっては、既に給付した就学援助費の全部もしくは一部の返還を命ずることができるものとする。

3 市長は、第1項第3号、第4号または第5号に該当することにより就学援助費の給付を停止したときは、その旨を就学援助費給付停止通知書（別記様式第7号）により当該受給者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要に応じて学校長に通知することができるものとする。

4 給付期間の途中において給付の停止の決定を受けた者は、当該決定を受けた日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たるときは、その月）からの給付を受けることができないものとする。

（給付の方法）

第8条 受給者に対する就学援助費は、口座振替の方法により給付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、医療費に係る就学援助費については、受給者が医療券を提出して利用した医療機関からの請求に基づき、医療券と引き換えに当該医療機関へ支払うものとする。ただし、やむを得ず個人負担として支払った医療費については、その者の請求に基づき給付することができるものとする。

3 受給者は、通学費に係る就学援助費の給付を受けるにあたっては当該就学援助費により購入した定期券等の写しを提出しなければならない。

4 受給者は、体育実技用具費に係る就学援助費の給付を受けるにあたっては、当該用具を購入したことを証する領収書を提出しなければならない。

（委任）

第9条 学校長は、保護者の委任に基づき就学援助費を代理受領することができるものとする。

（報告）

様式第1号(第4条第1項関係)

平成 年度 児童生徒就学援助費給付申請書

草津市長宛

平成 年 月 日

就学援助費を受けたいので下記のとおり申請します。

申請者(保護者) 住所
氏名 <input type="checkbox"/>

○申請理由 (該当する番号に○をしてください)

1. 現在、生活保護を受けている。	2. 経済的に困っている。
-------------------	---------------

口座振替依頼書

草津市会計管理者 様

平成 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

申請者(保護者)氏名 \_\_\_\_\_

年度就学援助費は、次の口座に振り込まれるよう依頼します。

種別	支店名
農協 銀行 信用金庫	本店 支店 出張所
普通・当座	フリガナ 氏名

○委任状(必須)

①私は、学校給食費に係る援助費の受領等に係る一切の権限を、在籍する学校長に委任します。

②私は、学校徴収金に未納が生じた場合において、就学援助費の受領等に係る一切の権限を、在籍する学校長に委任します。

平成 年 月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_

○その他の承諾事項(任意)

私が就学援助費受給者となった場合、草津市がこの申請に係る私の個人情報を、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会が行う福祉施策(年末助け合い運動など)の対象者として当該団体に提供することを承諾します。

平成 年 月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_

様式第3号 (第5条第1項関係)

年度 就学援助費給付決定通知書

あなたから申請のありました就学援助については、下記のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

学校名

草津市長 印

学年・児童生徒名

記

給付決定結果

給付決定年月日 (認定区分) 年 月 日 (要保護または準要保護)

- (注) 1 援助費の給付は、給付決定年月日の翌月(その日が月の初日にあたるときはその月)からとします。
- 2 次のことがおこった場合には、学校または教育委員会にお届けください。  
ア 振込口座の変更 イ 受給辞退
- 3 次の事由が生じたことにより就学援助費の給付を停止した場合は、停止の通知を行いません。この場合、援助費の給付の停止は、当該事由が生じた年月日の翌月(その日が月の初日にあたるときはその月)からとします。  
ア 受給辞退 イ 児童・生徒の死亡 ウ 市外の学校への転学

様式第5号(第5条第2項関係)

年度 就学援助費支給条件変更通知書

あなたから申請のありました就学援助については、下記のとおり支給条件を変更しましたので通知します。

年 月 日

学校名・学年

年

教育委員会

印

児童生徒名

記

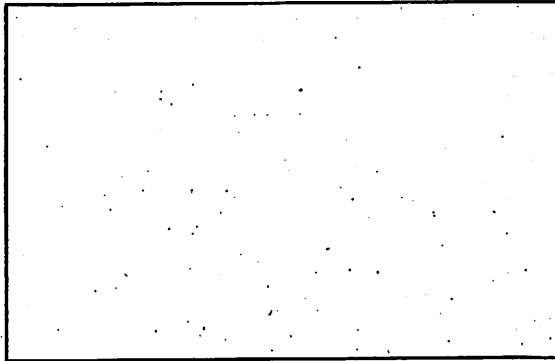
変更年月日(認定区分) 年 月 日(要保護または準要保護)

理由

- (注) 1 変更後の援助費の給付は、認定変更年月日の翌月(その日が月の初日にあたるときはその月)からとします。
- 2 次のことがおこった場合には、学校または教育委員会にお届けください。  
ア 振込口座の変更 イ 受給辞退
- 3 次の事由が生じたことにより就学援助費の給付を停止した場合は、停止の通知を行いません。この場合、援助費の給付の停止は、当該事由が生じた年月日の翌月(その日が月の初日にあたるときはその月)からとします。  
ア 受給辞退 イ 児童・生徒の死亡 ウ 市外の学校への転学

様式第7号(第7第3項関係)

年度 就学援助費給付停止通知書



あなたから申請のありました就学援助については、下記のとおり決定しましたので通知します。

給付を停止します。

年 月 日

学校名

草津市長 印

学年・児童生徒名

停止年月日 年 月 日

報告 2

草津市告示第 3 2 3 号

草津市特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

平成 2 9 年 1 1 月 9 日

草津市長 橋 川 涉

草津市特別支援教育就学奨励費給付要綱（平成28年告示第104号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○草津市特別支援教育就学奨励費給付要綱 平成28年4月1日 告示第104号</p> <p>第1条（略） （給付対象者）</p> <p>第2条 奨励費の給付対象者は、草津市立小学校または中学校へ就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童または生徒の保護者もしくは特別支援学級に就学する児童または生徒の保護者とする。ただし、次に掲げる扶助または援助を受けている者は除く。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に基づく教育扶助</p> <p>(2) <u>草津市就学援助費給付要綱（平成29年草津市告示第32号）</u>に基づく援助</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める経費に係る奨励費に限り、給付を受けることができる。</u></p> <p>(1) <u>前項第1号に掲げる扶助の受給者</u> 次条第8号および第9</p>	<p>○草津市特別支援教育就学奨励費給付要綱 平成28年4月1日 告示第104号</p> <p>第1条（略） （給付対象者）</p> <p>第2条 奨励費の給付対象者は、草津市立小学校または中学校へ就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童または生徒の保護者もしくは特別支援学級に就学する児童または生徒の保護者とする。ただし、次に掲げる扶助または援助を受けている者は除く。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に基づく教育扶助</p> <p>(2) <u>草津市就学援助費給付要綱（平成16年草津市告示第75号）</u>に基づく援助</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる援助の受給者は、次条第8号および第9号に掲げる経費に係る奨励費に限り、給付を受けることができる。</u></p>



改正後 (案)	現行
<p>費のうち修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学科、記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、旅行業務取扱料金、添乗員経費、しおり代等修学旅行の参加に伴い児童または生徒が均一に負担する経費</p> <p>(5) 新入学児童生徒学用品費等 小学校または中学校に入学する児童または生徒（年度当初に奨励費給付対象として認定された保護者の児童または生徒に限る。）が通常必要とする学用品および通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、<u>上履き、帽子、通学用ヘルメット</u>等）の購入費</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(9) 交流学习交通費 児童または生徒が学校教育の一環として、特別支援学校または他の小・中学校の児童または生徒等とともに集団活動を行う交流および共同学習に参加する場合の交通費</p> <p>(奨励費の額)</p> <p>第4条 前条各号に掲げる給付対象経費に係る奨励費の額は、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱（昭和62年5月1日文部大臣裁定）に基づき、毎年度国が示す額の範囲内とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当</p>	<p>要な交通費、宿泊費、見学科、記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、旅行業務取扱料金、添乗員経費、しおり代等修学旅行の参加に伴い児童または生徒が均一に負担する経費</p> <p>(5) 新入学児童生徒学用品費等 小学校または中学校に入学する児童または生徒（年度当初に奨励費給付対象として認定された保護者の児童または生徒に限る。）が通常必要とする学用品および通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、<u>上履きまたは帽子</u>等）の購入費</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(9) 交流学习交通費 児童または生徒が学校教育の一環として、特別支援学校または他の小・中学校の<u>特別支援学級</u>の児童または生徒等とともに集団活動を行う交流および共同学習に参加する場合の交通費</p> <p>(奨励費の額)</p> <p>第4条 前条各号に掲げる給付対象経費に係る奨励費の額は、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱（昭和62年5月1日文部大臣裁定）に基づき、毎年度国が示す額の範囲内とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当</p>

改正後 (案)	現行
<p>(2) 収入に関する市町村長の証明書</p> <p>(3) 第3条第3号に係る奨励費の給付を受けるに当たっては、購入した定期券等の写し</p> <p>(4) 第3条第7号に係る奨励費の給付を受けるに当たっては、当該用具を購入したことまたは購入することを証する学校長の証明書</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>第6条～第12条 (略)</p> <p>(給付の決定)</p> <p>第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、奨励費の給付を決定し、その旨を特別支援教育就学奨励費給付決定通知書(別記様式第3号)により学校長を通じ、申請者に通知するものとする。</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(給付の中止)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、第1項第4号または第6号に該当することにより奨励費の給付を中止したときは、その旨を特別支援教育就学奨励費給付中止通知書(別記様式第4号)により学校長を通じ、当</p>	<p>(1) 収入に関する市町村長の証明書</p> <p>(2) 第3条第3号に係る奨励費の給付を受けるに当たっては、購入した定期券等の写し</p> <p>(3) 第3条第7号に係る奨励費の給付を受けるに当たっては、当該用具を購入したことまたは購入することを証する学校長の証明書</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>第6条～第12条 (略)</p> <p>(給付の決定)</p> <p>第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、奨励費の給付を決定し、その旨を特別支援教育就学奨励費給付決定通知書(別記様式第2号)により学校長を通じ、申請者に通知するものとする。</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(給付の中止)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、第1項第4号または第6号に該当することにより奨励費の給付を中止したときは、その旨を特別支援教育就学奨励費給付中止通知書(別記様式第3号)により学校長を通じ、当</p>

別記様式第1号 (第5条関係)

京都市長あて

年度京都市特別支援教育費申請書

保護者氏名 \_\_\_\_\_

次のとおり特別支援教育費申請書の申請をします。

児童・生徒氏名	
学校名	学校
学年	学年
住所	

11 障害児教育費

金融機関名	
支店名	
預金種別	普通 当座
口座番号	
口座名義人	(印字)

委任状

給付費、学用品費等に未納が生じた場合は、特別支援教育費申請書の請求および返還に係る一切の経理を、進学する学校長に委任します。

保護者氏名 \_\_\_\_\_

印

報告 3

草津市教育委員会告示第18号  
草津市準要保護者認定要綱を次のとおり制定する。  
平成29年11月9日

草津市教育委員会教育長 川那邊 正

- ア 生活保護法に基づく保護の停止または廃止
  - イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の6.2の規定に基づく個人事業税の減免
  - ウ 地方税法第295条第1項の規定に基づく市民税の非課税または同法第323条の規定に基づく市民税の減免
  - エ 地方税法第367条の規定に基づく固定資産税の減免
  - オ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条から第90条までの規定に基づく国民年金の掛金の免除
  - カ 地方税法第703条の5の規定による国民健康保険税の減額または国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条の規定に基づく保険料の減免もしくは徴収の猶予
  - キ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定に基づく児童扶養手当の支給
  - ク 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号の規定に基づく生活福祉資金の貸し付け
- (2) 失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者または職業安定所登録日雇労働者
- (3) 職業が不安定で学級費等（学級費、児童会費、生徒会費、PTA会費等の学校へ納付する金銭をいう。以下この号において同じ。）の納付状態が悪い者、それらの減免を受けている者または学用品、通学用品等に不自由している者等で生活状態が極めて悪いと認められるもののうち、その世帯の前年の総所得（世帯全員の収入で、給与所得者については所得税法（昭和40年法律第33号）別表第5で求めた給与所得控除後の給与等の額）が、平成24年12月末日現在の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に従い算出した居宅にかかる基準生活費の額に加算（母子加算、障害者加算および児童養育加算に限る。）の額および教育扶助の額（基準額、学校給食費、学習支援費および学級費等に限る。）を加えた額に1.2を乗じて得た額を年間額（12か月分）に換算し、借家に居住している者にあつてはその家賃の額（12か月分）を加算して得た額以下である世帯に属するもの
- (4) 教育委員会が特に必要と認める者

様式第1号(第4条第1項関係)

平成 年度 児童生徒就学援助認定申請書(兼世帯票)

草津市教育委員会宛

平成 年 月 日

就学援助の認定を受けたいので下記のとおり申請します。

申請者(保護者) 住所
氏名
電話番号

○ 学校名( ) 小学校・中学校 対象児童・生徒

○左記児童・生徒以外の世帯構成員

学年	氏名	性別	生年月日	有・無	氏名	性別	生年月日
	平成 年 月 日			有・無	申請者本人		T・S・H 年 月 日
	平成 年 月 日			有・無			T・S・H 年 月 日
	平成 年 月 日			有・無			T・S・H 年 月 日
	平成 年 月 日			有・無			T・S・H 年 月 日
	平成 年 月 日			有・無			T・S・H 年 月 日
	平成 年 月 日			有・無			T・S・H 年 月 日
	平成 年 月 日			有・無			T・S・H 年 月 日
	平成 年 月 日			有・無			T・S・H 年 月 日

年1月1日時点で  
 a. 草津市に在住  
 b. 他市町に在住

○申請理由(該当する箇所におしえてください)

<input type="checkbox"/> 生活保護が停止・廃止されている	<input type="checkbox"/> 市民税が非課税・減免されている
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当が支給されている	<input type="checkbox"/> その他 経済的に困っている
現在の居住状況	
<input type="checkbox"/> 持ち家	
<input type="checkbox"/> 借家・賃貸アパート等(契約書のコピー添付)	家賃月額 ( 円) ※共益費、駐車場代などは含みません
<input type="checkbox"/> 市営・公団住宅	家賃月額 ( 円) ※共益費、駐車場代などは含みません

○承諾書(必須) ※未申告の方は、所得の確認が出来ないので、必ず確定申告を行ってください

就学援助費支給資格の認定に伴い、私および同一世帯の所得状況の確認をするために、関係機関(草津市のみ)への照会および台帳の閲覧を行うことを承諾します。

平成 年 月 日  
 保護者氏名

## 寄付受け入れ報告

寄付品目	数量	単価円	価格円	住所・氏名等	寄付年月日	受納場所
デザインマンホール蓋 歌川広重の「東海道五拾 三次之内草津」を模写した 彩色マンホール蓋	1			京都市南区西九条豊田町4番 日之出水道機器株式会社 京都営業所	H29年 10月10日	草津市立 街道交流館
小計						
合計			0			